

豊郷町

地球温暖化対策実行計画 概要版



本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省 補助事業 である令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。

1 計画策定の目的

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されており、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足など人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

滋賀県においても、近年大型化した台風や集中豪雨、豪雪といった過去にない自然災害が発生しており、地球温暖化対策をより一層推進していく必要があります。

地球温暖化対策のみならず、地域経済の循環や地方創生の実現に向けて、町民、事業者、町が一体となって、環境と経済を両立したゼロカーボンシティの実現を目指すとともに、第5次豊郷町総合計画に掲げるまちづくりの基本理念「一生青春 みんなで安心 元気なまち」の実現のため、「豊郷町地球温暖化対策実行計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び「地方公共団体実行計画(事務事業編)」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「第5次豊郷町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完するものです。

また、その他庁内関連計画と整合を図り推進します。

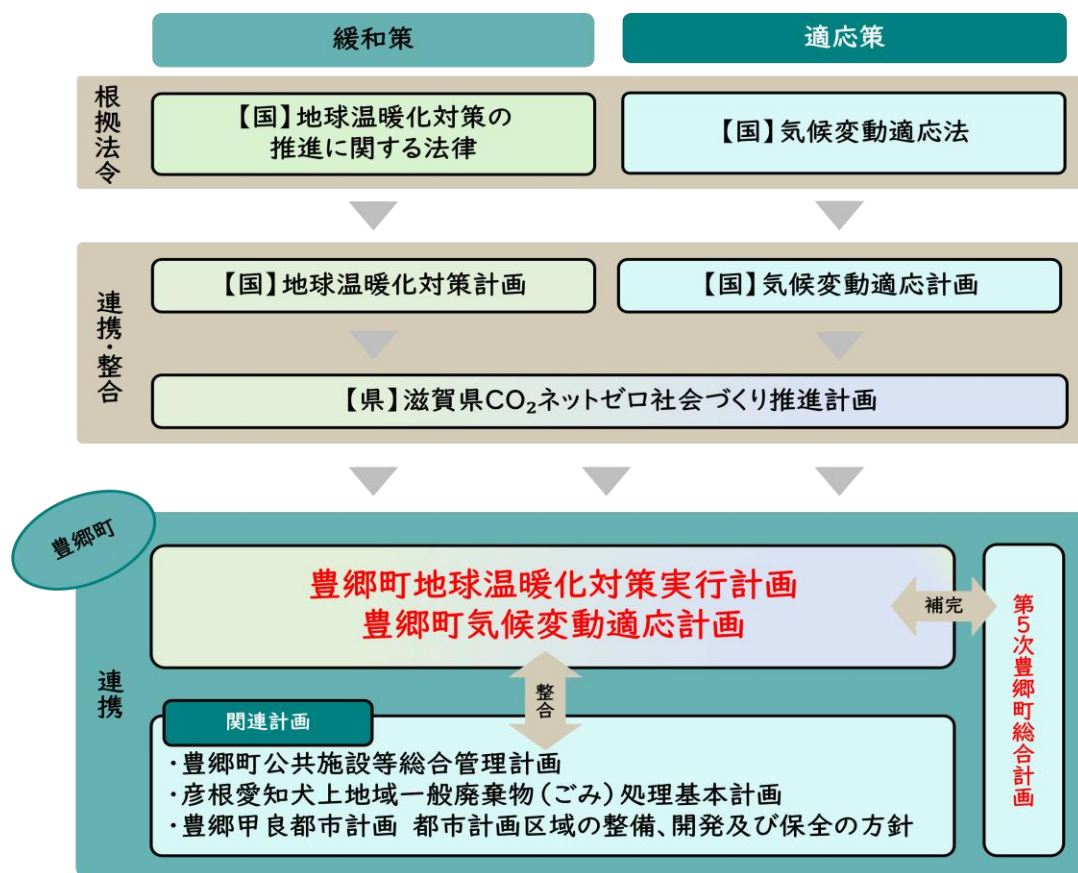


図1 計画の位置づけ

3 計画期間と対象

計画期間

本計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。
目標年度は**中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度**とします。
区域施策編については、基準年度を平成25(2013)年度、事務事業編については、町におけるエネルギー使用量の実績値が把握可能な平成27(2015)年度とします。

H25 (2013)	H27 (2015)	...	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
区域施策編 基準年度	事務事業編 基準年度		計画策定				目標年度
計画期間5年間							

図2 計画期間

対象範囲

区域施策編については、**豊郷町全域を対象**とし、町・町民・町内事業者が一体となって、脱炭素社会の実現を目指します。事務事業編については、**役場が行う事務・事業を対象**とし、**原則としてすべての所属・すべての職員が関わる取組**とします。対象施設は、役場庁舎をはじめ、小・中学校、幼稚園、公共施設、公用車等とします。

対象とする温室効果ガス

温対法に定められている温室効果ガスのうち、排出量の大部分を占める二酸化炭素(CO₂)を算定対象とします。

メタン(CH₄)等のその他の温室効果ガスについては、把握が困難であることから、本計画では算定対象外とします。

また、区域施策編においては、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門(産業部門・業務その他部門・家庭部門・運輸部門・廃棄物分野)を対象とします。

4 二酸化炭素排出量の現状と将来推計

本町では、区域全体を対象に、何も対策を実施しない場合と、国や県・町が削減対策を行った場合（脱炭素シナリオ）の目標年度（令和12（2030）年度、令和32（2050）年度）における削減見込み量を算出しました。

省エネ活動や再生可能エネルギーの導入を国の施策と連動して推進することで、令和12（2030）年度においては50%、令和32（2050）年度においては100%の削減が見込まれます。

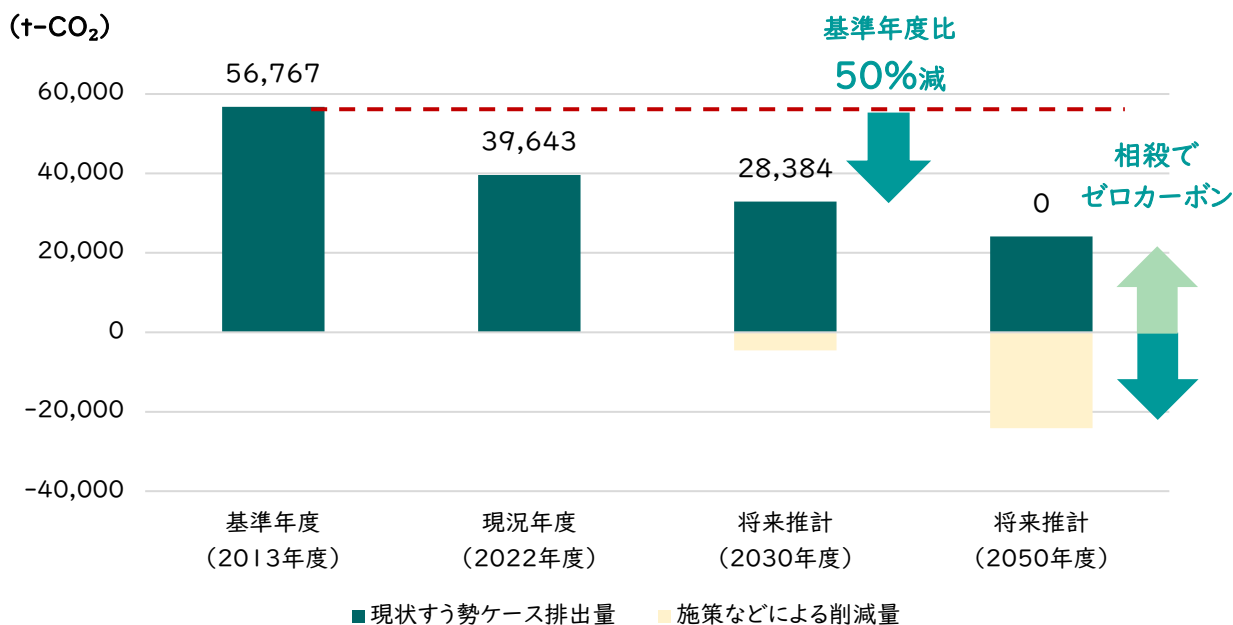


図3 脱炭素シナリオにおける二酸化炭素排出量の推計結果

あわせて、本町自らが率先して脱炭素に取り組むため、町の行う事務事業や公共施設等を対象とした温室効果ガス削減の取組を、事務事業編として計画に位置付けています。

職員の省エネ行動や設備の省エネ化、再生可能エネルギーの導入等により、令和12（2030）年度において、50%の削減を目指します。

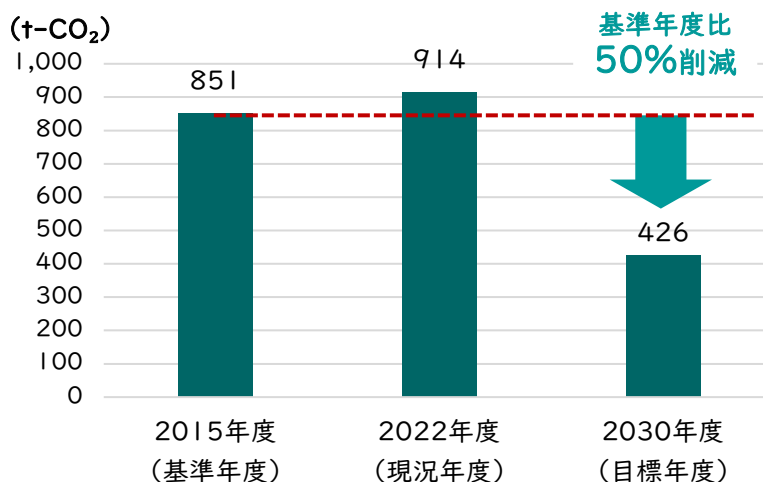


図4 事務事業における二酸化炭素排出量と令和12（2030）年度削減目標

5 目指す将来像と計画の目標

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「環境にも人にもやさしい、元気な暮らしが続く脱炭素のまち 豊郷」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGsの達成にも寄与します。

豊郷町基本構想

一生青春 みんなで安心 元気なまち

地域課題の同時解決

将来像

環境にも人にもやさしい、元気な暮らしが続く脱炭素のまち 豊郷



2050 年度目標（長期目標）

令和32（2050）年度までのできるだけ早期に区域内の
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

再生可能エネルギー 32,839 MWh/年導入（電力換算）

2030 年度目標（中期目標） 区域施策編

令和12（2030）年度の二酸化炭素排出量について、
平成25（2013）年度比で 50%削減します。

再生可能エネルギー 1,080 MWh/年導入
（電力換算）

2030 年度目標 事務事業編

令和12（2030）年度の排出量を平成27（2015）年度比で
50%削減します。

施策の推進

6 区域施策編における施策の体系図

環境にも人にもやさしい、元気な暮らしが続く脱炭素のまち 豊郷



7 施策の推進

基本方針 | 省エネルギー対策の推進

貢献する SDGs



施策1 暮らしにおける省エネルギー対策

家庭での電気・ガスなどのエネルギー使用量を削減し、脱炭素型のライフスタイルへの転換を促進します。住宅の断熱改修や高効率機器の導入支援を検討するとともに、エネルギー消費の「見える化」を推進し、町民一人ひとりが効果的な省エネ行動を実践できる環境を整えます。

施策2 事業活動の省エネ推進

事業所や農業など各分野において、省エネ設備やスマート技術の導入を促進します。町内事業者に対し、エネルギーコスト削減や脱炭素経営への移行支援、情報提供を行うほか、取組事例の共有を通じて地域全体の省エネ意識を高め、持続可能な事業環境の構築を目指します。

施策3 地域・公共部門での省エネ推進

公共施設や交通など地域単位での省エネルギー化を推進します。庁舎や学校における照明・空調等の効率化、公共交通機関や自転車の利用促進を進め、地域全体のエネルギー利用を最適化します。町・事業者・住民が協働し、環境にやさしく快適なまちづくりを進めます。

基本方針 | 省エネルギー対策の推進の取組例

(町民)

- 既存の住宅について、設備の高効率化等の省エネ改修を実施
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型の製品を選択
- 節電・節水・エコドライブを実践 など

(事業者)

- 既存のオフィス、事務所について、省エネ改修を実施
- 自社の経営計画へ脱炭素関連のトピックを追加
- エコドライブを実践 など

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大

貢献する SDGs



施策 1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

公共施設は地域における再生可能エネルギー導入のモデル拠点として位置づけられます。庁舎や学校等への太陽光発電設備や蓄電池の導入を検討するとともに、新技術の実証導入も視野に入れ、災害時の非常電源確保や電力レジリエンス[※]の強化を図ります。

※レジリエンス…「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語。災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力。

施策 2 住宅・事業所での再生可能エネルギー導入促進

家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入を推進し、地域全体の脱炭素化を進めます。再生可能エネルギー導入・利用制度の周知（共同購入制度・再生可能エネルギー電力利用など）を行うほか、補助制度の創設検討や電力地産地消の構想づくりを進め、町民・事業者が再生可能エネルギーを「選び・使う」環境を整えます。町・事業者・住民の協働によって、自立した地域エネルギーの基盤形成を目指します。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大の取組例

（町民）

- 行政等が行う再生可能エネルギーに関する相談会等への参加・情報収集
- 制度利用による設備導入検討 など

（事業者）

- 導入事例・効果の共有
- 再生可能エネルギー電力プランの提供、再生可能エネルギー由来電力プランへ切り替えを検討 など

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

貢献する SDGs



施策 1 吸収源対策

町の農地など、自然環境を活かした二酸化炭素吸収源の保全・拡充を進めます。緑化活動の推進や木材利用の促進を通じて、地域の生態系保全と温暖化防止の両立を図ります。また、地域ぐるみで緑を守り育てる取組を支援し、自然と共生するまちづくりを目指します。

さらに、森林整備の推進や木材利用の拡大、環境教育の充実等を体系的に進めることで、地域資源の循環的活用を促進し、持続可能な環境基盤の強化を図ります。

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

ごみの発生抑制と資源循環の拡大を図り、循環型社会の実現を目指します。家庭・事業所での分別徹底や食品ロス削減を推進し、5R と呼ばれる「リフューズ(断る)」「リデュース(減らす)」「リユース(繰り返し使う)」「リペア(修理する)」「リサイクル(再資源化する)」を通じて、ごみを減らす取組を支援します。また、環境に配慮した商品選択を促進し、町民一人ひとりの意識変革を進めます。

施策 3 環境教育・協働による意識啓発

町民・事業者・団体が連携し、学びと実践を通じた地域全体での温暖化対策を推進します。環境学習の機会提供やイベント開催により、環境保全意識を高めるとともに、町内の様々な主体が協働する仕組みを強化します。次世代へ持続可能な環境を引き継ぐことを目指します。

施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農林業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、生活基盤(インフラ)の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策の取組例

(町民・事業者共有)

- 森林整備のボランティア活動に参加する
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する
- エコバッグやマイ箸等を使用し、ごみ排出削減に努める
- 買い物や外食の際は、食べきれぬ量を購入、注文する
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する など

町における率先的な取り組みの推進

豊郷町は、町民や町内事業者の模範となるよう、公共施設等の省エネルギー化および再生可能エネルギーの導入を計画的に進めます。

あわせて、職員の省エネ行動を推進し、町自らが率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

さらに、災害時におけるエネルギー確保などレジリエンスの強化と、地域内でのエネルギーの地産地消を推進し、持続可能な行政運営を目指します。

町における率先的な取り組みの推進例

- 共有スペースの部分消灯や窓際消灯を行い、無理のない省エネ行動に取り組む
- カーテンやブラインドを活用し、冷暖房効率の向上に努める
- クールビズ・ウォームビズを励行し、快適性と省エネを両立する
- エコドライブを心掛け、アイドリングストップや急発進・急加速を控える
- 公用車の更新時には、EV等の次世代自動車を選択する
- 公共施設において、LED照明や高効率設備の導入を進める
- 太陽光発電や蓄電池を活用し、再生可能エネルギーの利用を進める
- 電気・燃料使用量を把握し、エネルギー使用量の見える化を行う
- CO₂排出量や削減効果を公表し、省エネの成果を共有する
- 環境配慮型製品やGX製品を優先的に調達する
- 地域や学校、事業者と連携し、脱炭素に関する普及啓発活動を行う など

8 計画の推進体制・進捗管理

計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図4に示すように町民、事業者等、学識経験者等で組織する豊郷町廃棄物減量等推進協議会にて、計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知し、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、副町長、町管理職等で組織する豊郷町ゼロカーボン推進本部において新たな施策や事業の拡充を検討し、町長へ報告を行います。

計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検、評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

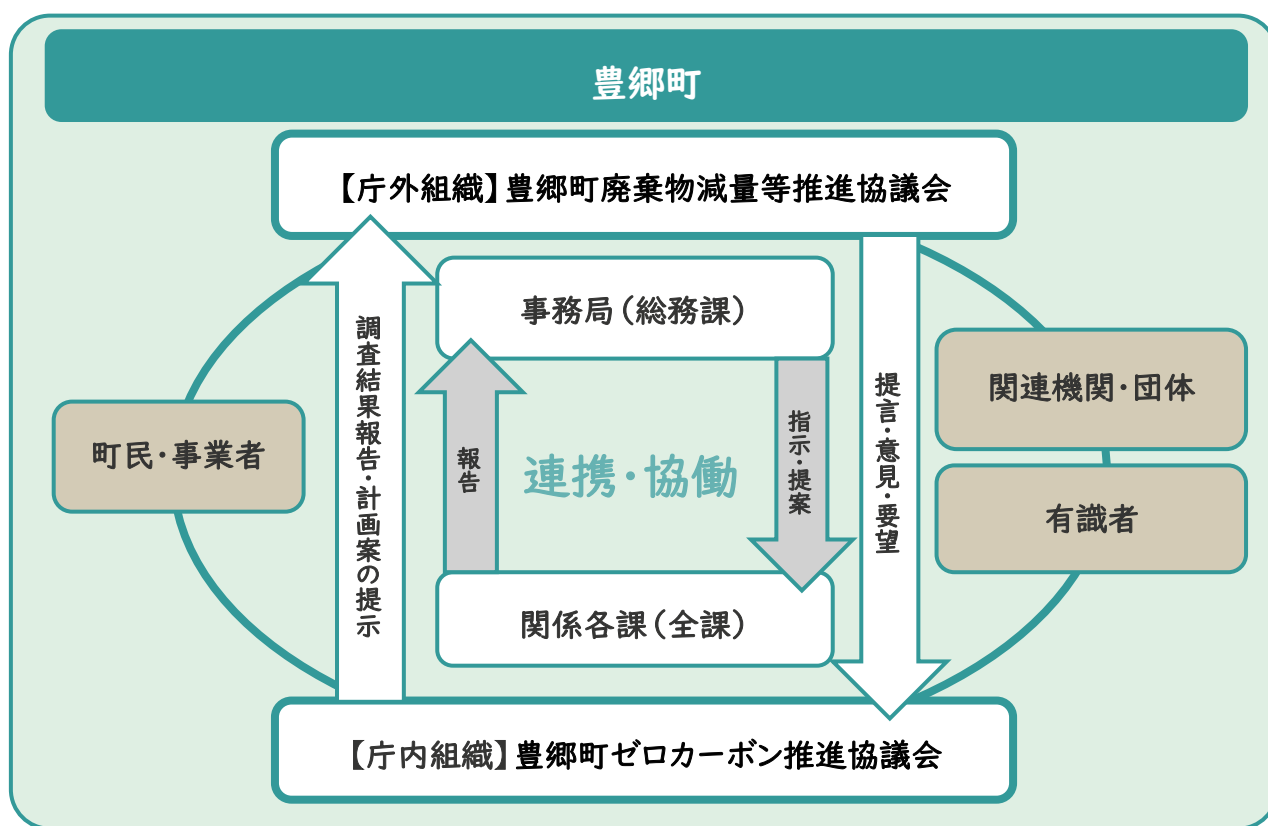


図5 計画の推進体制

概要版

環境にも人にもやさしい、元気な暮らしが続く脱炭素のまち 豊郷



【概要版】

豊郷町 地球温暖化対策実行計画

編集・発行 豊郷町 総務課
〒529-1169
滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地
TEL 0749-35-8111
発行 令和8(2026)年 4 月
